

## 税制調査会（第7回国際課税ディスカッショングループ）議事録

日 時：平成28年5月26日（木）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○田近座長

時間になりましたから、これから第7回「国際課税ディスカッショングループ」を開催したいと思います。先日の総会において、中里会長からもアナウンスがありましたが、国際課税については「BEPSプロジェクト」の対応が今後の重要なテーマですから、本日はこれまでにどこまで達成したかを確認して、次期税制調査会の体制に引き継いでいきたいと考えています。

併せて、いわゆる「パナマ文書」の公表といった事態を受けて、国際課税を巡っては様々な議論がありますから、そのような文書に関する情報交換ですが、これについても状況を事務局から報告してもらいたいと思っています。

三つ資料がありまして、最初、際D7-1「国際課税を取り巻く経済環境の構造変化」。個人所得課税と対応すれば実態編、実像の話に対応するところです。

その次に、資料際D7-2がG20、G7の報告ということで、今日G7が開かれているわけですが、情報交換を中心にした進捗状況というところです。

そこで一つ区切りを入れさせていただいて、本題のD7-3「『BEPSプロジェクト』を踏まえた国際課税の課題」というところで、我々のこれまで行ってきたことを確認して次に引き渡していきたいという運びです。

それでは、緒方国際租税総合調整官から御説明をお願いしたいと思います。資料7-1と7-2を一緒にということですね。よろしくお願いします。

### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。

それでは、二つの資料、最初は際D7-1、実像編ということで「国際課税を取り巻く経済環境の構造変化」という方から御説明させていただきたいと思います。

おめくりいただきまして目次がありますが、全体としてグローバル編と日本経済編とありまして、グローバルの方は、まず1のところ、グローバル経済のプレイヤーとしてどのような状況変化が起きているか。途上国が台頭してきていること、導管地が増えていること、金融の役割が増えているなど、そのような点について（1）で触れさせていただいて、（2）のところ、特に最近重要になってきています知的財産についての世界的なマクロ的な状況を御説明させていただきたいと思います。日本経済編の方では、日本は其中でどのような状況になっているのかということについて、現状得られる統計資料の中で状況をお話しさせていただければと思います。

全体につきまして、これは実像編ということで、現時点で入手可能な統計データに基づいて、大体どのようなことが分かって、一方で、どのようなことが分からないかと

いうことを皆様のところにお示ししたいということで構成をしています。

4 ページ以降がグローバル経済編の一つ目、プレイヤーの変遷ということで、まず5 ページをお開きいただきますと、世界の名目GDP、経済規模ですが、全体としましては1995年頃から2014年まで大きく20年間で2.5倍に拡大してきています。その中でプレイヤー構成が大分変化してきていまして、1995年の時点では先進国・途上国の比率が大体8対2であったものが、直近ではもう4割ほどが新興国・途上国になっている。特に右の円グラフを御覧いただきますと、中国が台頭してきているというものがもう量としては一番大きいわけですが、その他、BRICsと言われている国々もかなりの比率が上がってきているということで、これが一番顕著なマクロ的な状況になっています。

6 ページ目ですが、この中でGDPに貢献していると思われるクロスボーダーの経済活動がどのような状況で変化しているかというのを見たものです。棒になっている部分がグローバルな名目のGDP、それから折れ線グラフ、線で書いてあるものがそれに貢献していると思われる経済活動の対GDP、対グローバルGDPに占める比率の折れ線グラフになっています。

赤い折れ線グラフを御覧いただきますと、これが貿易量の対GDP比ですが、こちらの方はおおむねGDPが急増する中でも、比率としては20%辺りでそれほど動いていない。これは恐らくグローバルサプライチェーンが広がっていくと、それに連れて貿易比率も上がってくるわけですが、それが効率的にGDPの増加につながっていくという形で全体的な比率としてはそれほど上っていないというように見られるであろうと思っています。

一方で、その次の紫の折れ線グラフを見ていただきますと、2008年に顕著にピークアウトしていますが、これは銀行貸し出しが急増して、リーマンショックを受けてしぼんだというものを表していると思われます。

それでは、税に一番関係のある投資の部分についてはどのような動きがあったかというものが青と緑の線ですが、これもリーマンショックの2008年のところで非常に多くへこんでいますが、趨勢的には大きな傾きで増加傾向にある。これは貿易量がやや緩やかな増加であるのに比べて非常に大きな傾きで増えている。これが何を意味しているのかということはこれだけでは分からないわけですが、何かGDP比に占める投資額が大きくなっているということにきっと背景があるに違いないということで、これをその次のページから詳しく見ていきたいと思っています。

7 ページ目からが直接投資の動きですが、1995年と2004年、2014年と大体10年区切りで統計をとってきています。世界全体のクロスボーダーの直投の受け入れ残高は、この20年間で13倍になっている。約35兆ドル、そのグローバルGDP比の半分ぐらいまでの量になってきている。1995年を御覧いただくと、おおむね経済規模の大きい欧米先進国がずらっと名前が並んでいるわけですが、これが2004年ぐらいから大分違う顔ぶれが出てきていまして、特にこの中で御注目いただきたいものは、点で書いてあると

ころ、青と赤の点がありますが、赤い点はGDPの比率が100%を超えている。これは自分自身の経済規模を超える直接投資が表れているというものです。このような国が1990年代は一切見られなかったわけですが、2000年を超えるとこのような国が登場してくる。特にそれはルクセンブルク、シンガポール、香港、ベルギーといった小国がそのような形で台頭してきている。

それが2014年になるとその傾向がさらに顕著になっていまして、例えば衝撃的な数字を御覧いただくと、2004年、ルクセンブルクなどを御覧いただくと、GDP比が2776%ということでGDPの30倍となっておりますが、それが2014年になるとGDPの60倍近い直接投資を受け入れている。このような国が台頭してきている。これによってグローバルな直投GDP比が増加しているということになっていきます。

8 ページ目、経済規模を超えるGDPはどのように変わってしまうのかということを見たものですが、8 ページの資料は受入側、資金が入ってくる側と出ていく側と両建てで比べて見えています。1995年の図を御覧いただきますと、おおむね入ってくる方、負債と書いてある右の方ですが、入ってくる方は資源国であったり、そのような国なのですが、出ていく方、資金を提供している側の方は先進国が多いという構成になっていきます。これが2014年にどのような形に変化するかと言いますと、全ての数字が赤くなっていますが、自分のGDPを超える規模の小国がずらりと並んでいて、かつ、入りと出、両方御覧いただくと、ほぼ同じ順位で同じような顔ぶれが並んできている。これは端的に言って、入ったものがそのまま出ていくという構成をしているに違いないということなのです。

この入ってきたものが直接そのまま出ていくというものがどのようなことなのか。それが税制についてどのようなインプリケーションがあるのかというものを少し頭の整理をしてみたものが9 ページ目です。

この顕著な入りと出が重なって自分のGDPをはるかに超えるフローが流れているというものを整理してみますと、実質的な経済活動を自分自身の国で行っていない、そういった第三国を経由した取引が増えていると思われる。それをここでは導管という言葉方をしていますが、単にパイプとして取引をつないでいるだけで、その国自身には実体のある経済活動が行われていない、そこにとどまるものがないというものをここでは導管と言っています。このような導管が増えているに違いない。

この導管というものが税の目で見ますとどのような仕組みで行われているか。導管として使われている国、次のページから幾つか個別例が出てきますが、どのような特徴を抽出できるかというものをまとめてみましたが、顕著なのは一番左下のところに特徴のある制度を三つ並べさせていただきますが、一番顕著なものはいわゆる資本参加免税と言われているもので、直接投資をした先から戻ってくる配当、直接投資を清算した後のキャピタルゲインといったものに税金をかけない。自分を通して直接投資をしても自分自身がそこからは税金を取りませんという制度になっています。

一番下に行きますが、支払配当源泉非課税ということで、自分自身から投資したもののについて課税しないものが資本参加免税ですが、さらに自分自身からそれを分配していくときにも源泉徴収をかけませんという制度になっています。併せて、知的財産の収益での税制優遇をしていることも多い。

これを図で少し詳しく説明させていただきたいと思いますが、スタート点は左上の親会社所在地国A、ここに海外投資を考えている親会社Aといったものがある。この投資先国としては、B、右上の国に投資を考えている。本来であればここに子会社、ここでは関連会社a'と書いてありますが、子会社をBに設立して、そこで経済活動をして、一つ目は上の緑の点線ですが、子会社設立の直接投資に見合った配当を受け取る。補完的な活動として、この子会社に対して知財のライセンス供与を与えてその使用料を回収する。

このような経済活動が典型的に考えられるわけですが、課税上、これがどのような扱いを受けるかと言いますと、B国に設立された子会社、関連会社a'から配当を受け取るとB国で通常は支払配当に対して源泉徴収がかかる。使用料につきましても同様に関連会社a'から払われる使用料に対して源泉徴収がかかる。受け取った親会社の方につきましても、配当は最近日本の制度と同じで受取配当の益金不算入というものを行っているところが多いですから課税されないケースが多いですが、知的財産の収益を受け取れば当然益金に入って、これは課税されるという直接取引をすればこのような関係になるわけですが、これを経由地国、導管地国Cというところの会社を経由するとどうなるか。この経由地国Cが先ほど申し上げた導管地としての特徴を持っている、税制を持っているとどうなるのかということですが、ここに経由するための子会社aというものを設立して、直接行っていた取引をこの子会社aを通じて行う。そうすると、直接投資としては一旦子会社aができて、孫会社として関連会社a'をB国に設立をする。

配当を受け取るわけですが、このときにa'からAに対して、B国からC国に払われた配当については、資本参加免税で課税をしない。C国から親会社所在地国Aに戻る支払配当についても源泉徴収をしない。したがって、ここで通過していく部分については追加的な納税が起きない。これだけですとニュートラルなのですが、追加的なメリットをどこで見ているだろうと思われるものは、関連会社a'から払う配当を直接親会社Aに払うと源泉徴収がかかっている、例えばC国との間でより有利な租税条約が存在していたりすると、この配当については源泉徴収がかからない可能性がある。経由地として使われている国は有利な租税条約ネットワークを持っていることも多いですから、このようなことも起きるに違いない。

使用料を受け取った場合にどうなるかということですが、これも租税条約は有利なものが存在していると、a'からaに対して払う段階では源泉徴収はかからない可能性がある。さらに知財使用料ということで一番下のところの矢印の流れですが、線が

錯綜するのでここで書いていませんが、子会社 a にとどまっていることもありますし、仮にこれを親会社 A に還流をさせる場合であっても、この導管地の子会社 a から親会社 A に払う支払いは使用料ではなくて配当として還流させることが可能になりますから、使用料として受け取っていたものを配当にロンダリングするという言葉は悪いですが、カテゴリーを変更することで、親会社は受け取った段階でこれが益金に入らない可能性がある。そうすると、直接行っているとかかった源泉徴収や益金算入の利益というものが、経由地を経由させることで、これらの発生した税金を節約することができるということで、この導管地としての特徴を持った税制を導管として使うとこのようなメリットがあるということで、このような導管地が使われるようになってきたのではないかと。

直接投資の導管地として使われるためには、先ほども触れましたが、有利な租税条約ネットワークが存在しているということも大きな一つの要素になっていますから、そうすると、いわゆる本当のタックスヘイブン、租税条約ネットワークに参加させてもらっていないタックスヘイブンではなくて、やや普通の税制を持ち、完全な軽課税、無課税国ではないそれなりの国である可能性もあるということになっています。

具体例をごく簡単に次のページから御覧いただきますが、10ページ目、11ページ目、ルクセンブルク、オランダが出てきますが、こちらは最近よく話題になってきている欧州投資の玄関口、グローバル投資の玄関口と言われている国で、小国ながら相当大的な直投を受け出している。

矢印を細かくは追いませんが、様々なところから資金が流入してきて、それがそのまま出て行っている。この矢印は上位国だけ書いてありますが、この上がっている矢印だけを足すと大体半分ぐらいを説明している部分ということになります。残りの部分は広くその周辺国のところに流れていっているという形になっています。このオランダ、ルクセンブルクが特にヨーロッパの経由地としてメジャーなところになっています。

12ページですが、ここからが特殊な経由地として、12ページの香港を御覧いただきますと、これは非常に顕著に中国への玄関口になっている。さらに資金のフローとしてはバージン諸島、即ちブリティッシュバージンアイランドとセットで導管地を構成している。これは税金上のメリットに比べて中国投資、直接投資をすると様々な規制、制約がかかっていることが多いものですから、香港は一国二制度で中国の一部として中国投資が比較的行いやすいということもありまして経由地とされていると思われま

す。

13ページを御覧いただくとモーリシャスですが、こちらの方は歴史的なつながりもありまして、インドの投資の玄関口になっています。インドも直接投資をしようとするとなんか規制、官僚機構が非常に効率の悪い等といった問題があるということで、つながりの深いモーリシャスを経由することで投資が円滑に流れている。ただし、最

近、パナマ文書が出たときにこのような経由地が問題なのではないかということが言われて、インドは今、モーリシャスとインドの租税条約、非常に有利な条約を持っていますが、改定を進めているというように聞いています。

14ページ目、これは個別例の最後ですが、キプロス。キプロスもヨーロッパの小国ですが、これは顕著にロシアに対する投資の玄関口になっているということになっています。このような直接投資の導管が非常に量を増やしてきている、その位置付けが大きくなってきているというものがマクロの統計からも読み取れるわけですが、これがどういうことを意味するのかということは今後さらに分析を加えていかなければいけません、いずれにしても、今まで様々な税制を分析するとき取引の相手方、直接の相手方を見ることが多かったわけですが、それでは全貌がつかめない状況に来ている、グローバルな直接の相手方の先にいるものを見ていかないと状況の把握や制度設計が難しいということになってきているということであろうと思います。

15ページ目以降が、今度は証券投資の状況です。証券投資と直接投資は資本参加比率が10%かどうかと分けていますから、必ずしも明確な切れ目というわけではないのですが、証券投資の方を御覧いただくと15ページのところですが、直接投資とほぼ同じような傾向になっています。1995年の段階で出てきている顔ぶれはほとんど先進国ですが、2004年、2014年と進むにしたがって小国が増えてくるとともに、GDP比で見るとものすごく大きな比率のフローを持っている国が登場している。

左下の注のところに書いてありますが、上位10カ国だけ表にしているので漏れていますが、香港、シンガポール、モーリシャス、マルタといったところも顕著な上昇例として登場してきています。

16ページは逆側の受入残高の方ですが、同じ傾向ですから省略させていただいて、17ページ、18ページがこれをグローバルにまとめたものになります。ここでオフショア・センターという言葉が登場しますが、注1を御覧いただくと、オフショア・センターというものはBISが定義したものです。今まで見てきましたように経済規模に不釣り合いな規模の非居住者、海外との外貨建ての取引を行っている金融セクターを有する国・地域をオフショア・センターとして定義しています。

この定義がなぜ使われるかということで若干補足させていただきますと、パナマ文書が出た後に、いわゆるタックスヘイブンということが報道ではよく出てまいります。最近、今、御覧いただいたようにいわゆるタックスヘイブン、どこかの島国にあって実体は何もないような国だけが問題かということと全然そんなことはありません。様々なところに経由地がある。しかも、必ずしも無税であることが経由地になっているということでもないということで、最近、専門的な議論の中でタックスヘイブンという言葉は余り言わなくなっていて、オフショア金融センターという言い方をしている。BISの統計の方もそのような発想から統計をとっているという形になっています。

今まで見てきましたものが直接投資ですが、ここの17ページ、18ページの方は証券投資、金融の残高になっていますから、いわゆるパナマ文書が注目してきたような国外、オフショア金融センターに資産を移しているという状況をマクロ的に見ているというように捉えていただければと思います。

17ページが負債の方、預金を受け入れている側で、18ページが債権として、資産として持っている側、出ていく側ということです。預金の受け入れの方を御覧いただくと、随分前から、1980年代からオフショア・センターはまとめてくくると一番の負債の受入国になっている。したがって、パナマ文書の問題というものは新しい問題であると同時に非常に歴史の長い古い問題であるということであろうと思います。

この17ページ、18ページを御覧いただくと、オフショア・センターとあわせて様々な経由地で言われているところも出てきますし、アメリカやイギリスといったところも常に非常に大きな受入先、投資先というようになってきているということになっています。

これはアメリカ、イギリス、パナマ文書でも触れられていますが、いわゆるタックスヘイブンでイメージされるような島国だけではなくて、アメリカの一部の州やロンドンシティなど、そのようなところが切り出してみますと非常にタックスヘイブンの、オフショア金融センター的な特徴を有している。ただし、両国ともその他の経済規模が大きいですから、GDP比率にすると埋没して今までのところ出てきていませんが、その他の国と同じように切り出してみるとそのような問題を抱えている部分を持っているということです。

19ページ以降、知財の部分を簡単に御紹介させていただきたいと思います。

20ページ目、知的財産特許出願件数等が非常に顕著に増えている。中でも中国の台頭が著しいということが特徴です。この国数、左下のところで中国、アメリカ、日本、韓国、ドイツと並んでいる国、この辺りを少し覚えていただいて、21ページ目を御覧いただくと、クロスボーダーの使用料、実際に受け取っている額の推移を見てみます。登場している国、アメリカは顕著ですが、アメリカ、日本というものは、先ほどの特許出願のところにも登場してきているため自然なわけですが、ここでオランダやイギリスなど、特許の出願のところではほとんど名前が出てこない、しかも下のグラフを御覧いただくと、折れ線グラフがR&D投資の名目GDP比率を見ていますが、これについてもほかの先進国に比べて比較的低い。一番下のオレンジ色と青色の二本の線がオランダとイギリスですが、R&D投資も低いわけですが、この特許出願も少なくてもR&D投資も低い国がなぜか受取りについてはメジャーな受取国として登場してきている。これは様々なことを示唆しているであろうということです。

22ページ、クロスボーダーの支払いの方ですが、顕著に新しい名前として出てきている国がアイルランドです。2014年になって1位の支払国として登場している。これは何が起きているかということを示すものを少し見てみたものが折れ線グラフですが、これは支払額の対GDP比をとっていますが、通常、知財に対して支払いをする。知財を使ってい

るわけですから、それがGDPに貢献してGDPが増えていくということで、支払額とGDP比には一定の相関関係があって、それほど大きくぶれ動くことはないであろうと思われるわけですが、アイルランドだけ顕著にGDP比の支払額が増えている。これは恐らくGDPの貢献として知財を使ったというよりもスキームを使って、非常に人口に膾炙しているダブルアイリッシュ&ダッチサンドイッチスキームなど、あのようなものを使いますと統計上は知財の支払いが増えることになりますから、そのようなことを表していると捉えています。

23ページ目から日本経済編に入りますが、まず24ページ目、経常収支のマクロ的な表です。これはよく御覧いただいていると思いますが、貿易収支、紫色のところはマイナスの方に沈んできていますが、第一次所得収支、利子配当等を受け取っている部分についてはプラス部分がどんどん大きくなってきている。

この第一次所得収支の中身をより詳しく見たものが25ページ目ですが、青い部分、証券投資収益、証券投資、債券や証券を買った利払い、リターンですが、この部分は昔から多いわけですが、最近の顕著な傾向としましては、赤い部分、直接投資の受取りが非常に大きなペースで増えてきているという特徴になっています。

この直接投資の受取りをさらに細かく見たものが26ページになりますが、対外直接投資に対する受取りというものは統計上二種類ありまして、いわゆる我々がイメージする子会社からの受取配当と言われているものが青い部分で書かれたものです。薄い白で書かれていますものが再投資収益受取りということで、日本企業が海外に子会社を作ったときに、そこで所得が上がって、日本に実際に配当を払うと青い部分になって、配当せずに現地に留保しておく、内部留保として現地にためておくこの白い部分になるということになっています。

これが歴史的にどのような傾向になっているかを御覧いただきますと、総量として、大きな趨勢としては増加傾向にある。顕著な2010年のところで総額としてはへこんでいますが、青い部分は余りへこんでいない。これは何が起きたかということは様々な考え方がありますが、我々の制度から見ますと2009年に海外子会社からの受取配当益金不算入制度というものを導入しています。これと同時にリーマンショックがヒットしたわけですが、我々の一つの見方としましては、本来であれば白と青の比率がそんなにぶれていない。この赤の折れ線グラフで書いていますが、60%、70%ぐらいで大体過去安定してきているわけですが、リーマンショックがヒットしたときに、本来であればこれは合わせてへこんでいた、青い部分がへこんでいたであろうと思われるものを、益金不算入制度を入れて企業が追加負担なく必要なときには還流させるという制度になっているため、実際に戻ってくる配当の方はリーマンショックの影響を受けずに増加傾向を保つことができたというように言えるのではないかと考えています。

27ページ目以降は証券投資の部分です。証券投資、10%以上持っている子会社がいわゆる直接投資子会社で、それ以外がポートフォリオ配当ということになっています

が、このポートフォリオの配当も大きく増えてきているということが見てとれます。

28ページ目のところ、対外資産・負債残高を見たものですが、今まで御覧いただいたものと同じような傾向が見てとれますが、ここで一つだけ指摘をさせていただきたいことは、今までは対外直接投資を注目していただきましたが、その一方で対内直接投資というものが本来あるわけですが、その部分はこのグラフで言いますと一番下の少しだけ線のようにになっている部分、これが対内直接投資ということで、日本の顕著な傾向としては、対外直投は順調に伸びていますが、対内直投はそれほど伸びていない、余り大きな要素を占めていないということがこれで見てとれると思います。

29ページ目以降ですが、ここからは統計の制約がありまして余り確定的なことは見てとれないですが、御参考ということで、日本からの対外直接投資が大きく増えているところがどのような状況になっているのかということですが、日本からの対外直投の残高、総額としては1996年が30兆円であったところが2014年143兆円と非常に大きく増えています。増えた中身、下に上位国をグラフで表していますが、常に顕著に大きいのはアメリカですが、次に2014年で顕著なのは中国が大きく台頭して額としては大きくなっている。ここは実業が伴っていると思われる部分ですが、その他、若干経由地国で順位を上げてきているところを四か国選んでその内訳を書かせていただいています。

顕著なのはケイマン。ケイマンに直接投資というのは何だという感じがしますが、金融がほとんどを占めている。これは直接投資とは言っていますが、10%を超える投資が全て直接投資カウントされますから、SPCのようなものを作って投資ビークルを作っても直接投資カウントされるため、そのようなものが恐らく金融として大きく出ているのであろう。

シンガポールを御覧いただきますと、これは様々な業種がまざっています。金融も当然大きいですが、地域統括的な業務もかなり含まれているのではないかとこのものが出てきています。

オランダはヨーロッパの投資の玄関口になっていますから、こちらの方も業種としては様々なものが出てきている。

香港、顕著なのは卸売と書いてあるものが大きく出ていますが、これは税の世界では来料加工と言われたりしているものも含まれると思いますが、中国との関係で中国に直接物を売ったり工場を作ったりという様々な制度上、税制上の弊害があるため、香港を経由して出ていくと、統計上、卸売になることが多いということで、そのような経由が出ているということであろうと思います。

30ページですが、これも非常に顕著な統計ですが、証券投資の行き先の変化です。1996年頃は、普通に想像がつく国、投資先が上がっていますが、2014年、最近になりますと非常に大きな行き先としてケイマン諸島が出てくる。この証券投資としては格段にケイマン諸島の位置付けが大きい。これはケイマン諸島に行った先に何があるかと

いうことは、さらに統計を集めて分析をしなければ分かりませんが、パナマ文書等々で言われている、いわゆるタックスヘイブン、オフショア金融センターに様々な資産が積み上がっている問題というものは、日本の問題として引き直しますと多くがケイマン諸島の使われ方の問題ということになっているということです。

31ページ目以降は日本企業の海外展開の実態ですが、これは今現在、統計としてとれるもの、海外に進出企業、進出在留邦人がどのくらいあるかというものを外務省の在留邦人調査等々で調べてみたものですが、端的に申し上げて、これは実際に出て行って実際に活動している人たちの状況ですから、それほどびっくりしたものが出てくるわけではありません。

一方で、リアルではない、よりバーチャルなオフショア・センター等々を使った海外進出状況というものが我々も関心があるわけですが、残念ながら今のところそれを取り出せるような統計がありませんから、これは余り驚きのないものとして眺めていただければと思います。

一点だけ、34ページ目に製造業の現地生産比率というものを載せさせていただきましたが、海外生産比率、赤い折れ線グラフで書いていますが、これが増加しているため日本から産業が出て行って空洞化しているのではないかとよく言われています。しかし、全体として見ますと逆輸入比率、これは海外現地の生産高の日本向け輸出高を逆輸入比率と呼んでいます。これを見ると徐々にですが減少傾向にあるということで、日本で生産する日本需要を当て込んだ生産が海外に出ていっているというよりは、海外の需要を見込んで生産も海外に出ていっているという状況が読み取れるというように思います。

35ページからが日本の経常収支の状況ですが、36ページ目のところ、統計上、興味深い動きをしているのは、一つは旅行収支のところ、これが爆買い等々で最近プラスに転じているということと、紫の部分が大きな動きになっていますが、これを見ただけでは分かりませんから、それをさらに細かく見たものが37ページ以降ですが、顕著な動きとして指摘をしておきたいことは、その他サービス収支の推移の左下のグラフのところですが、プラスが大きく出ているところ、青の部分ですが、知的財産権等使用料、これが非常に顕著に増えている。これを分割したものが右の図ですが、中でも産業財産権等使用料収支、赤い部分ですが、これが大きく増えているということで、日本としてはこの技術に対するリターンで非常に経常収支に貢献しているという構造になってきているものです。

38ページ目、今、御覧いただいたようなものからどのような示唆が読み取れるかということ、今はマクロのデータですから、簡単にまとめさせていただいています。

一つ目の特徴としましては、グローバル経済における新興国、途上国のプレゼンスが大きくなってきているということで、これから国際課税を考えていくに当たっては当然、新興国、途上国も巻き込んでいく。特にグローバルスタンダードを作るときには

このような国たちにも従っていただけるような形で進めていくということが重要ということ。ちょうどG20報告のところでも申し上げますが、これに沿って今、BEPSプロジェクト等々で動きが出ているということです。

二つ目の示唆ですが、グローバルな直接投資の増加と変質と書いていますが、端的に申し上げて導管、経由するだけの地、導管地を使った取引というものが顕著になってきているということです。このようなものを踏まえて、導管が使われているということ踏まえて、統計の分析や制度設計をしていくということが必要になるということであると思います。

三点目がオフショア・センターにおける資本蓄積ということで、これがパナマ文書等々で一番直接的に示唆されている問題ですが、どこか資産を隠しやすいところに資本が蓄積されていっているという問題。これにつきましては、一つ目は当然より詳細に把握していくことが必要ということで、透明性の向上が必要。BEPSの中でも特に行動13でグローバルな企業活動の状況の報告制度を新たに入れたり、自動的情報交換のネットワークを拡大していっているというものが顕著ですが、これらに加えて、ここで行動11と書いていませんが、BEPSでも統計の整備がうたわれていますし、日本としてもさらにこの状況把握のための工夫が必要になってくるということです。

その下の矢印ですが、把握すると同時に、対策も講じていかなければいけない。特にBEPS行動計画3、合算税制ですが、そのようなものについて強化、整備が必要ということ。です。

四点目、知財の活用の高まりということですが、今後、知的財産権を軽課税国に移転するといった形のタックスプランニングが、日本は現在それほど顕著に出てきていませんが、このようなリスクが高まっていくということであろうと思います。それに伴って分析、制度設計を留意していかなければいけないということであろうと思います。

これが一つ目の実像の部分です。

二つ目の資料、際D7-2という「G20、G7報告等」というものに沿って、最近の国際会議の議論の状況を御紹介させていただきたいと思います。

1 ページ目が4月にワシントンで行われましたG20の結果です。このG20はちょうどパナマ文書の最初の一部だけ公表されたものの直後に行われたということもありまして、様々な議論がなされたわけですが、三つの柱にまとめています。

一つ目は、様々刺激的な報道がなされましたが、結局のところ、パナマ文書が示唆している問題というものは、別に我々が気付かず手をこまねいていたというよりは、ずっとその問題を認識して着実に対応、議論、検討してきたということで、それがまさに実施フェーズに移ろうとしているものが二種類、BEPSプロジェクトと自動的情報交換というものがあります。これを二本柱として今まで検討を進めてきたものですから、これを着実に実施するということところがまずスタートであろうということで、両方とも広範に着実に実施することの必要性が確認されています。これが一つ目です。

二つ目がさらに淡々として行っていくわけですが、税の透明性の問題が強く意識されてきたということを踏まえて、この部分について踏み込んでさらに実施をできないかということで、自動的情報交換と要請に基づく情報交換、両方について全ての国、全ての関係国が実施するというのを強調したことに加えて、三つ目の丸ですが、7月のG20までに税と透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準を策定することが決められています。この非協力的地域というのとはよく分かりにくいですが、従来、OECDがタックスヘイブンリストというものを作ったことがあります。タックスヘイブンというものがリストアップできれば非常に簡単ですが、先ほど申し上げましたように国として税金を取らないなど、そのようないわゆるタックスヘイブンと思われる国をリストしてみても、それだけでは問題が解決しないということが認識され始めまして、最近では透明性、実効的情報交換を行っていない国、国際基準を作ってそれを守ってくれない国というものを非協力的地域という言い方でまとめようという動きをしてきています。

これは非協力的地域というものをリストアップしますと、そこに載った国は全力でそのリストから逃れようとするから、様々な改革を実施して基準を満たして協力的地域になっていく。それを繰り返していきまして、現在は非協力的地域のリストは概念的にはありますが、ほとんど国が載っていないという状態ですから、この自動的情報交換が始まるという新たな環境も踏まえて、新たな特定をするための基準を作って、その基準に基づいてリスト化をしよう。言ってみれば、もう一度ブラックリストを作ろうという話です。

そのブラックリストを作った後で、そこに載ると全力で逃げようとするわけですが、それでも改善が見られない、そのリストに載り続けるような国がいた場合には、防衛的措置というものを各国が検討するということが決められています。これが非常に新しいものです。

三つ目の柱ですが、これは税の話だけではありませんが、パナマ文書が示唆した問題は、やはり匿名性を悪用して脱税を含む違法な行為を隠していたというのが問題の本質であるということで、そうであれば匿名性をなくす努力が必要。具体的には法人、リーガルアレンジメントと言っていますが、信託などの法人以外の仕組みについて、その後ろに控えている者、実質的所有者、実質的支配者という言い方をしていますが、この実質的に誰が持っているのかというものを明らかにする努力を国際的に進めましょうということが確認されています。これが三つ目の柱になっています。

2ページ目からがG7についてですが、今、伊勢志摩でまきに行っていますが、その前の週に仙台で財務大臣会合がありましたが、そこの議論の全体をまとめたものです。世界経済や国際金融アーキテクチャ、開発、国際的な金融フロー、この四本柱で行っていますが、税の関連は二カ所に出てきていまして、開発のところの最後のところ、開発の観点からは途上国支援が重要である。そのために関係国、国際機関の協調が重要で

あるということが確認された。これが一つ目です。

四つ目の柱のところ、いわゆる国際課税や先ほど申し上げた実質的所有者の話ですが、国際的な金融フローの健全性ということで、一つ目はBEPSを足並みをそろえて着実に実施する、それをG7がリードするということが確認された。税の透明性については、非協力地域を特定するための基準作りについてしっかり行っていきましょうということが確認された。

6月30日と7月1日にOECD租税委員会が京都で行われます。ここで両方とも大きな前進が期待されているという形になっています。ちなみにOECDの租税委員会がパリの本部以外で開催されることは今回が初めてということで、非常に画期的な会合ということになっています。

4ページ目のところを簡単に、今までどのようなことをしてきて、これからどのようなことをするかということ、次のセッションにもつながる話ですが、日本は今まで様々なことを順次行ってきていまして、(2)のところですが、国外財産調書や、財産債務調書制度を整備したということもありますし、キャピタルゲインを潜脱するような行為、自分が移住することで潜脱するような行為を防止するための転出時、出国時特例を平成27年度改正で入れたり、BEPS、情報交換の関連で言いますと、非居住者の金融口座情報の自動交換のための制度、CRS (Common Reporting Standard) を実施するための制度を平成27年度改正で入れましたし、行動13を受けた多国籍企業のグローバルな活動状況を明らかにする制度というものを平成28年度改正で入れています。

今後ですが、平成28年度の与党の税制改正大綱の中でお書きいただいているものですが、BEPSプロジェクトの行動計画に示された各勧告を踏まえ今後も段階的に着実に取り組んでいくということで、今後も着実に段階的に取り組んでいくことであろうと思っています。

特に検討事項のところでお書きいただいているものですが、外国子会社合算税制につきましても、総合的な検討を行い結論を得るということで、パナマ文書の問題もありますし、早急な検討が必要というように認識しています。

最後のところですが、租税条約及び情報交換協定のネットワーク拡大が重要になってきますが、これに関して御紹介ですが、一番最後、資料の12ページ目に報道発表を付けさせていただいていますが、パナマとの間で租税の情報交換協定について実質合意に至っています。これは4月20日にパナマの大統領が来日されまして安倍総理と首脳会談を行ったわけですが、そこでこの協定の交渉を開始しようということ、首脳間で合意いただいて、それを受けて交渉を精力的に行って、約1カ月というスピード決着で実質合意に至ったものです。

特徴としましては、二番目の点ですが、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換。これはCommon Reporting Standard、CRSと言われているもの、これを行うのに必要な自動的情報交換を含む協定である。この自動的情報交換を可能にする協

定というものをパナマが他国と結ぶことは世界初ということで、今までパナマは、自動的ではない情報交換協定は幾つか持っているのですが、自動的なものは行わないと言っていたものを日本が初めて先鞭をつけて、自動的なものを含む協定に実質合意した。これによって世界の自動情報交換のネットワーク拡充に日本としても大きく貢献していけるという形になっています。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

#### ○田近座長

どうもありがとうございます。

以上、二つの資料、国際課税を取り巻く経済環境の構造変化、G20、G7の報告でしたが、これからはどちらの資料でも構いませんから、御意見をいただきたいと思います。

諸富特別委員、お願いします。

#### ○諸富特別委員

大変分かりやすい説明で、どうもありがとうございました。

全体に今日のデータ、マクロのデータでお教えいただいたのですが、一つ伺いたい点は、日本企業の行動が直近で租税回避と言ってしまうと語弊があるかもしれませんが、以前に比べると日本が租税回避に関して熱心になってきているかどうか、どのような印象を持たれるかお聞きしたいのです。

例えば資料7-1の30ページを御説明いただいたように、1996年の時点ではアメリカ、ドイツ、イギリス、オーストラリアというような国が上位に並んでいたのに対して、2014年にはケイマン諸島が2番目、ルクセンブルクという名前も挙がってきていますが、日本企業は割と以前、アメリカ企業に比べると、アグレッシブタックスプランニングというものに対してそれほど人員も割いていないし知見もノウハウもなく、割と遵法精神と言いますか、納税をしっかりと行うというイメージがあったのですが、そのような日本企業の姿も変貌して、徐々に静かに租税回避に対して非常に行動が変わってきているということが観察できるというように言い切って良いものかどうかです。その辺りを御教示いただきたいということが一点です。

また、日本企業の行動の変化というものがもしあるのかどうか分かりませんが、それをしっかりとつかもうとするとマクロのデータだけではなくてミクロのデータが必要であると思うのですが、一体、課税当局としてはどれぐらい海外子会社のデータ、財務情報をつかんでいらっしゃるのか。そのようなデータを積み上げていくことと併せて分析をしていかないとなかなか分からないと思うのですが、そこが先ほどの情報をこれから整備していくことの必要性ということに言及された理由であると思うのです。

資料のD7-2の4ページの「(2)日本における対応」のところで、これまでの税制改正において整備した制度の着実な実施ということで、その四点目で多国籍企業情報の報告制度、これは平成28年度改正、BEPSプロジェクト関連ということで、恐らくこれがそのことに相当するのかどうか分かりませんが、海外子会社の財務情報、特に先ほ

ど御説明いただいた導管国を利用した複数の海外拠点の間で海外子会社が所得をキャッチボールしていくということを説明いただきましたが、それを課税当局は把握できているのか、それともこのような動きがあるということは分かっているが、A企業が具体的にどのような動かし方をしているかまでは知らぬ存ぜぬで分からない。日本へ戻ってきたときしか把握できませんという状態なのか、この辺りの実態をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。

一点目ですが、日本として、日本企業がアグレッシブタックスプランニングをどのような感じで行ってきているか、変貌が見られるかという御質問ですが、ややBEPSプロジェクトに参加してきた経験とエピソードで恐縮ですが、日本企業の方々と様々と話をさせていただくと、現時点で、次の御質問にも関係しますが、例えば企業グループ全体のグローバルな活動状況について報告してもらうという制度を議論していったときに、ほとんどの企業の方々が実は連結グループになっていますが、その向こう側でどのような納税を行っているかということについて現状を把握していませんという回答がほとんどでした。

それを新たに把握して報告しなければいけないため大変ですという話が多いわけですが、逆に言いますと、グローバルなタックスプランニングを行っていないと言いますか、行える状態にもないということが印象でした。これの良し悪しは様々あると思いますが、現状としては、個社としては行っているところはあるかもしれませんが、全体としては日本の産業セクターとしては、そのようなグローバルなプランニングというところには余り目が行っていなかったことが、これからは御指摘のように外国の競争相手もそういうプランニングを非常に激しく行っているということは明らかになっていますし、グローバルな企業のガバナンスの観点からもそのようなもの、少なくとも企業として把握していくことに努めていくということは進んでいくと思われまして、現時点では知的財産を日本の国外に出すという動きがほかの国に比べて顕著ではない、ほとんどの企業が知財を開発したらそれは日本から出したくない、節税目的であって節税のメリットがあったとしても外に出したくないとおっしゃる企業が多いような印象ですが、そうは言っても最近ではシンガポール等々に管理会社を設けるという動きもあるようですし、様々な変貌の萌芽が見られるということはあると思っています。

したがって、今後、制度設計としましては、現時点で諸外国ほどアグレッシブタックスプランニングを行っていないから、余り行わなくて良いというよりかは、今後そのような方向にどうしても企業としてもかじを切らなければいけないということを見据えて検討しなければいけないということであろうと思っています。

一点、資料の中でケイマンの証券投資の残高が非常に顕著に増えているという点をどのように考えるかという点もありましたが、これは次の御質問にも関係してきます

が、ケイマンに対して投資残高が顕著に大きくなっているということは見てとれますが、それが通常の金融活動としての投資なのか、何か後ろに脱税も含めた不正なものが隠れている投資なのかということは、実はこの統計からは読み取れませんから、その辺りはさらにミクロなところで分析を加えていかなければいけないと思っています。全部が悪いというわけではないということは間違いないと思っています。

二点目ですが、まさに御指摘のとおりで、マクロデータは非常に限界がありますから、ミクロなデータを集めていくことが必要ということで、これはBEPSプロジェクトの行動11の中でも、BEPSを定量化しようという努力を諸外国が集まって検討したわけですが、やはりミクロデータがそろわないという制約でしっかりと分析がなかなか今は難しいということで、各国ともこのデータをより精緻にとれるように頑張っていきましょうということが確認されています。一方で、今、できることは行いましょうということで、御指摘いただいた行動13、国別報告書というものを入れることになったものです。

これはまさに御指摘されたとおり、知らぬ、存ぜぬという言葉が良くないですが、今まで税務調査は当然自国の会社に対しては調査ができますが、外国にいる取引相手の会社には直接調査には入れませんから、実際、その調査として見えてくる数字、状況というものは、日本の企業が関与している取引の部分になってきます。そうすると、行った取引相手が導管であったりすると、その先を見ないと全貌が分からないわけですが、なかなか調査の限界がある。ただし、この調査の限界があると言っていると始まらないし、実際導管を使われて終着点が金融センターであったりしてグローバルな施設でアグレッシブタックスプランニングが行われているということで手をこまねいてはいけないということで、それではグローバルな活動状況を出してもらうような制度を整備しましょうということで国別報告書になったわけです。ただし、実際の国の企業と直接取引をしていない部分まで資料を出してもらうにことになるため、細かく出してもらうのはさすがに難しいということで、グローバルな活動状況がそれなりに分かるぐらいに統合した、結果的には国別に係数を統合した形の報告書を標準フォーマットで出すということで決着したものです。

これが出てくるようになりますと、企業グループ全体として、例えば、ケイマンやその他のオフショア・センターについてどれだけ取引があって、どれだけ残高を残しているかといったことや、各国活動している国にどれだけ資産、従業員を置いてどれだけ納税をしているかということが国別ですが、分かってくるようになりますから、今までのように日本の企業に調査に入るだけでそこから分かるものしか分からないと言っていた状況よりは、全貌が非常に分かるようになってくるというように考えています。

#### ○田近座長

いいですか。

では、野坂委員、どうぞ。

### ○野坂委員

パナマ文書によって国際的に公正な税はどうあるべきなのかという問題提起がなされた。そのような意味で大変重い課題を突きつけられたと思います。

本日の説明は大変詳細な実像把握ということで勉強になりました。私が思いますに、パナマ文書は大変重要な指摘ではありましたが、もちろん脱法的な行為あるいは資金洗浄というような問題等と、ルールに沿ったタックスプランニングは非常に線引きというものがいまだに分かりにくいと言いますか、今日のデータでももちろんそこまでは踏み込んでいませんし、先ほど事務方の説明でもマイクロデータがそろい切っていないということでした。まさに国際的に大変問題ではあるが、実像が詳細に把握できていないというところに根幹の問題点がある。それゆえに透明性をいかに確保するかというところに議論は帰ってくるのであると思います。

現在、BEPSその他、G7あるいはG20で取り組まれている。それぞれ各国で問題を指摘されていますが、いかに全ての国々、関係する国々を取り込んでいって、国際的な協調を図り、さらに実効性のあるものをどのように担保していくのか。大変重い課題でハードルが高いですが、それを地道に行うしかないG20あるいは本日開かれているサミットなどでも着実な対応を地道に進めていって、それを新興国も途上国も含めて実行してもらおう。そのようなインセンティブを与えていくことが大事であると思っています。

質問が一点あります。先ほどの事務方の説明で非協力的地域について客観的基準を策定し、もう一度ブラックリストを作るという趣旨の説明がありましたが、実際に客観的基準を夏頃までに作った上で、ブラックリストというものはいつごろ策定しようという計画なのでしょうか。また、それについては先ほどの説明ですと、現在は非協力的地域というものはほとんど何も書かれていないということなのですが、今後精査して新たな基準を設けていくと、ブラックリストに載ってくる地域あるいは国が出てくる可能性が高いと見てよろしいのでしょうか。その点について補足して説明していただければと思います。

### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。まさにその点が非常に重要な問題でして、6月末の京都会合で各国が議論していくということになるかと思いますが、現在申し上げられる範囲でお答えさせていただきますと、ブラックリストが実際にリストそのものとして出てくる時期につきましては、客観基準がどのようなものになるかということによってこようかと思いますが、例えば客観基準がCRS、共通報告基準にコミットしたかしていないかといったようなものであれば、ものの数秒あれば確認できますから、それはすぐに確認してリスト化できますが、一方でこのような制度が入っているなど、実効的にこれらがなされているといったものが基準に入ってきますと、それに満たされているものかどうかということが審査をしてみないと分からないということになりますから、

そのような場合には若干の時間が必要ということになるかと思えます。

ただし、こういう情勢ですから、客観基準を作りましたが、リストは何か月も出てきませんということはなかなかないと思えますから、そう遠くはない将来にリストが出てくることにはなるかと思っています。

ブラックリストは、今後実際に客観基準が出てきてみないと、どのような国が載りそうかといったことはなかなか予断できませんが、現状、国際社会全体の恐らく共通理解としましては、今まさに新しい、しかもすごく画期的な取り組みとして、今まで要請ベースで行っていてなかなか明かできなかったものを、自動的に丸ごと口座情報を交換し合うというものが始まるということですから、これについてどのくらいしっかき行っているのか、行うことになるのかといったものが大きな要素を占めてくると想定されています。

この部分につきましては、今まで要請に基づく情報交換、透明性確保ということで、長年行ってきたものについての基準でしたから、大体の国はゆっくり行っても大分対応がされてきたという部分ですが、新しい部分が入ってくるため、当初はそれなりの国が非協力国として名前が出てきて、順次努力して行って抜けていくということになるかと思っています。ただし、冒頭申し上げましたが、これから国際的に議論が行われて決まってくるものですから、そのようなものとしてお受け取りいただければと思います。ありがとうございます。

#### ○田近座長

いいですか。

では宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

私は多くの海外プラントを実際に自分でも担当してきましたし、様々なプロジェクト、海外投資も行っていますが、確かに導管と言われればそうであるのかなど。結果として導管であったようなものもあるなどということは、日本の企業の場合、プラント輸出をずっと行う場合に導管にならない。

一つあり得ることは、IRR、長期にわたるプロジェクト、例えば一つの例で東ヨーロッパに大きな風車のプラントを作らなければいけない。しかし、先方に全然お金がない。例えばJBICの信用供与が幾らかあったとしても全然足りない、となりますと我々は自分でそのプロジェクトに出資しないとイケない。特に東ヨーロッパに直接現金を持って出資することは怖いから、できればそこに通貨で戻ってきて困るときに、一旦オランダならオランダで、ここから配当は初めの10年なら10年の配当など、どれぐらいの収入は最低限あります。ほとんどそれはリスクと言いますか、どちらかというところIRRはせいぜい3%や5%ぐらいしかないようなプロジェクトで、それでも、その風力発電プラントをとることによってマーケットを開こうとするようなときに、最低限そこから得られる5年や10年の費用のうちのある配当分ぐらいは非課税でオランダだ

と持ってこられる。オランダに置いておく限りは良い。もちろんそれを全部戻すときには全部課税されますから、課税しますよとなっていることが多いと思います。我々もそう聞いて、そこに少しずつ得られた収入を置いた。しかし、プロジェクトコストは全然回収できなかつたということで、結果としてトータルでは損をしましたが、幾らかお金が残る場合もありますし、そこにビークルが一つあったとすると、これはまあまあ利益が出そうであるというものが中東で非常にインセンティブのあるプロジェクトがある。そうしますと、これは初めの10年間だけ非課税です。そこでの収益に関してある国が税金をかけませんと言いますと、その収入を今度日本に配当として持って帰れると、どちらかというところで課税されるとプロジェクトのIRRがまた物すごく低くなってしまふというときに、あるお金は、これぐらいのお金であったらオランダに残っているお金に少し足して、そこに置いておけば一応、会計処理上は世の中に説明できる程度のリターンにはなるなど。連結諸表上だけの問題。将来戻したときには全部損になるかもしれませんが、そのようなものが全くないとは言えません。かなりそういうものがアグレッシブというよりも、低い利益率を何とかシーメンスとかGEよりは、それでも低い場合が多いのですが、何とか行おうという場合もあります。

ただし、それは余り賢いことではなく、なぜそのようなことになるかという、アグレッシブなタックスプランが様々な海外の企業、は日本の企業に比べて各国で、ある工場を作ったり、工場を買収して、工場の経営は上手なのです。工場の経営が上手なところについてはサプライチェーンを含めて利益をしっかりと出せるところで利益を出して、その利益をなるべくその地域で一番社会的に安定していて、政治的にも安定していて、税制も頻繁に変わるような国にはずっと置いておきたくないというわけです。そうすると必ずほぼ税制は余り変わらない、それから、決して国有化したり没収したりしないというような国を幾つか探して、そこに置いておきます。

なぜ自分の国に持って帰らないかという、課税されることが嫌というよりも、連結諸表上の利益をさらに高く見せることができる。かつ、もう一つの理由は、そこでたまったお金が二つの大きな利用目的があるのは、収益性も変動しますが、M&Aを行うときの資金としてプールしておくことが、例えばユーロ圏でユーロの形で残しておく、もしくはユーロダラーの形で良いですが、ドル、ユーロでまぜた形でルクセンブルクに置いても、オランダに置いてもどこでも良いのですが、非常に自分が心地よいところに幾つか置いておく。そのお金をずっと置いておいて、何年後かにM&Aに全部使ってしまうというときには、洗い替わってしまうわけです。そのようなもののためにかなり持っているということは事実であると思います。

もう一つは、為替がユーロになってから大分違いましたが、ドル、ユーロになって大分世の中は変わったと思います。その前はマルク、フランと様々な通貨がヨーロッパにあって、そのようなものの中の為替の変動リスクについて、ある地域で非常にミックスしておいて、それから時間を変えるわけです。ある期間に幾つか置いておけば。そ

うすると、金利と為替というものは必ず一体として、必ず理論的には動くものであるといっても現実にはそう動かない。やはり世の中の産業競争力の問題など、様々なことの変化の中で、ある期間の時間を買いながら、自分が一番任意に使いたいときにうまく使えるというような形のために、ある程度のそういうものを置きやすい場所に置いている。なるべく有利な形で。世界的な企業というものはそのような各国での経営能力を持っていて、そこに幾つかに分散させることによっていわゆるゆとりと言いますか、アローワンスを幾つか持つ。それがまたその会社の産業競争力になっていくというところはあるのではないかと思います。

したがって、様々な国で行っても小さな工場をぎりぎり経営することはできても、大きな工場を外国人の人を多く雇って、ただし、自動車産業やある家電産業などが昔成功したのは、自動化された生産ラインの中であるノウハウを含めた知財がそのままうまく海外でも展開しやすいものはできるのですが、一件一件非常に大型のプロジェクトで行う場合には、そのようなものはほとんど日本で行うときには非常に力があるが、海外で行うときには余力がない場合。それはパートナーと組んでやっと思える場合は、パートナーに半分ぐらい利益が行きますからなかなか難しい。

少し長くなりましたが、このようなことを行っていますということは逆に幾らでもオープンにしても構わないと思っています。どこで何を行って、幾らぐらい行っていますが、行わなかったらもっとひどい評価になってしまうかなと。ただし、できればそのようなものに対して海外で、今度日本になるべく戻してくださいということであれば、逆に海外投資のときの、それだけそこに置いておいて、様々な形を行うときに非常に無理な投資をしたときのリスク・アンド・リターンに関するリスクに関する何らかの保険制度など、そのようなものでサポートがあれば産業競争力と少し時間を上手にできるようなものということがないと、先進国の幾つかの企業が非常に強いのは、海外における様々な分散管理ができて、それをマネージできる力がある。そのようなものがあれば、やはり日本もそのようなものがない中で単純に行えば、少しずつ競争力が失われていく。裸と裸の闘いになっていくと、逆に少しずつ競争力の差になっていくというところはあるかなと思いますが、この辺りは現実を正直に、私たちは幾らレポートしても良いと思っていますが、そのような中で考えていくことは大事なことではないかと思っています。

以上です。

#### ○田近座長

ありがとうございました。

まさに先ほど事務方で子会社、オランダでしょうね。その子会社が導管になって、それが配当、ロイヤルティの課税が結果的にはかからないということの説明があったわけですが、それは事実としても今、宮永特別委員がおっしゃったことは、企業戦略としてはオランダならオランダに安定的に所属を置いて企業価値を高めるということ

すかね。ことあらば、そこからM&Aでさらに拡大したい。そのような実効的な面もあるということをお指摘いただいたということですね。

もし御意見があれば。では岡村委員。

#### ○岡村委員

本日、こうしてまとめていただいた資料は、とても価値の高いものであると思います。

例えば今日の資料7-1の9ページで御説明いただきましたが、知財使用料を配当に変えてしまうといったことに対して、今後の税制においては、ルック・スルーと言うのかもしれませんが、原資を把握するようなルールを検討する必要があると思われる。

資料7-1の32ページでは、実像のようなものは分かりましたが、しかし、バーチャルな世界、虚像を把握することがなかなか難しいというお話であったかと思えます。情報交換やCbCレポーティング等は、得られている情報を動かすだけであって、その先、もう少し違うものが要るのではないかということ、つまり今後得るべき情報の質についても、検討が要るかもしれないと思えます。

もう一つは、資料7-2の9ページの下の方で、CFC課税を総合的に検討するという一つの大きな柱が示されたと思えますが、現在のCFC税制に限られた情報の中でどの程度動かせるかということについても検討が必要です。また、10%というところで直接投資を切っていますが、それをビークルなどを使って細分化し、様々なスキームがとられているであろうことも予想されます。そう考えると、CFC税制を細部でももう少し広げることができるかということ、ポートフォリオ投資についてこのような考え方を入れることができるかといったことが、今後の検討課題として、本日の資料の中から思いました。

以上です。

#### ○田近座長

ありがとうございました。

今日の最初の資料の26ページで、このグラフは日本が外国に直接投資をしている。そこでの収益からどれだけ日本に戻ってきたかということと、配当です。Repatriateされた部分と再投資された部分を書いてある。

この読み方ですが、2009年に日本で税制改革があって、外国子会社からの配当に係る益金を95%非課税にしたということですが、2009年、2010年はリーマンショックの後で内外ともに収益率が物すごく下がった。しかし、日本国内には親会社には配当原資として海外からもお金が必要なため、その海外からの配当は減らすことができなかった。結果的に配当比率が物すごく上がったということなのだろうなど。したがって、税制が寄与したというよりは、私はむしろやむにやまれないことが起きたのかな。

そうすると、比べるべきものはむしろ平常時になってきたそれ以降と以前であると

思うのです。したがって、これはこれが上がったと見るかどうかということもなかなか難しい。それは先ほど宮永特別委員がおっしゃったように、海外で有効に使って、必要ならば戻すこともあれば、そこから海外直接投資もあるということを反映しているのかなど。そのため、なかなか2009年改革がどのように動いたか読むのは、これからだけでは難しいかなということが感想です。

では続けて、また必要ならば、御意見があれば戻るとして、いよいよこれからの日本の国際課税の改革をどう進めていくか。そのような観点からBEPSプロジェクトを踏まえた課題について、緒方国際租税総合調整官、お願いします。

### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。

それでは、資料国際D7-3という「『BEPSプロジェクト』を踏まえた国際課税の課題」に基づいて御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目の資料ですが、これは以前、御報告させていただいたものに、その後の動きを簡単に赤字で追加させていただいています。

中央辺り、2015年10月、第6回の国際課税DG、税制調査会総会に御報告させていただきました。そこから下の赤い部分ですが、今後の取組みとして当時御報告させていただいたものの一つ目、実施のモニタリングにつきましては、実施という部分につきましては随時改正を行ってきていますし、モニタリングということだと包摂的枠組み、インクルーシブ・フレームワークと今、これは仮の名前で呼んでいますが、京都の会合でこの包摂的枠組み、今まで44カ国参加してきたBEPSプロジェクトについて、さらに多くの国を巻き込んで、今100カ国ぐらい来るのではないかという話も出てきていますが、そのような大きな枠組みで実施状況のモニタリング、実施の監視をしていくことになっています。この第1回会合が京都で6月30日、7月1日に行われることになっています。

今後の課題として御報告させていただいたものの二つ目、残された課題について継続検討というのがありますが、これはOECDの場で鋭意検討が続いているところです。特に移転価格ガイドラインや、モデル租税条約といったOECDが持っています法規範のようなものについて改訂作業が進行していますから、これに依拠して日本の制度に反映させなければいけないものにつきましては、この状況を見ながら作業を進めることになろうかと思います。

三つ目の点は、より広い範囲、開発の関係ですが、先ほども仙台のお話を若干御紹介させていただきましたが、途上国の支援を進めていくといった点につきましては、関係する国際機関や関係国と協力をしながら進めていくということで、関係国際機関が集まるプラットフォーム、税に関するプラットフォームというものができているということです。

一番下のところ、今年はG7議長国であるという話につきましては、鋭意議長国とし

て議論を主導してきているということになっています。

めぐりいただきまして2ページ目ですが、15の行動につきまして概括させていただいた表ですが、今後のこととしましては四角で囲わせていただいておりますが、法改正の可否を含め検討。法改正について言及している部分は四カ所あります。これにつきまして今後検討を進めていくことになるということであろうと思います。

これにつきましては、その後ろの資料で個々に概略させていただきますから、そちらで御確認いただければと思います。

めぐっていただきまして3ページ目ですが、BEPSプロジェクトの中で、特に今後の法改正が必要な部分について、大体どのようなイメージの対策になっていくのかということをもとめてポンチ絵にしたものですが、これは一番典型的な例としまして、軽課税国X国に関連会社X社、いわゆるキャッシュボックスと言われるような実体のない会社を作ってタックスプランニングをした場合に、BEPSプロジェクトを実施するとどのような制度的対応になるのかというものをイメージしたものです。

一つ目の中央に関連企業B社と書いてあるところ、融資に伴うBEPSと書いてあるところですが、一番顕著なクロスボーダーのBEPSは利子を過大に払うというものが行いやすいため、一番多く行われていると言われておりますが、利子を払い過ぎて、過大に払った利子、過大な部分についてX社に所得がたまっていくというものにつきましては行動④で議論がされまして、過大な支払利子についての損金算入を制限する。日本で言うところの過大支払利子税制を強化するという話です。

右側に関連企業C社と書いてありますが、無形資産を利用したBEPS。これはBEPSの問題意識の根幹の一つでもあります。関連企業で無形資産を活用しますとBEPSリスクが高いということで、この辺りについても幾つか対応が必要ですが、一つ目、行動⑧と書いてあるところですが、無形資産もグループ外からだと税務当局も含めて評価が困難であるということを利用したBEPSにつきましては、事後的に無形資産の価値を評価して、事前の譲渡価格との乖離が大きい場合に、この価格を事後的な情報を使って調整した上で課税をする。いわゆる所得相応性基準という言い方をしていますが、この導入を検討してはどうかという話です。

もう一つ、より本質的と言いますか、移転価格そのものです。関連企業C社が研究開発費用に対する収益を分配するときに、過大に収益を分配することで過大利子と同じような形でX社に所得を移転して蓄積をするといったことにつきましては、この実態のないX社であれば、移転価格税制の適用において超過的な利潤を認めないということが確認されましたから、これを実施に移していくというものです。

下のところ、以前御紹介させていただいたときのポンチ絵と少し変わっていますが、以前は条約の話が書いてありましたが、国内法制についてということで関連企業D社というものを新たに加えさせていただいております。これは役務提供の対価を操作することでX社に所得を移転しているというケースですが、これは関連企業D社、これが

親会社そのものであったりすることも多いわけですが、これを国外関連会社に役務を提供する一方で、それに対する対価を十分には受け取らない。逆に言いますと日本と言いますか英国、親会社所在地国がコストを負担するだけで、それに見合った利益を海外から受け取らないという形で国外に所得を移転、蓄積するという形につきましては、行動⑩の中で適切な役務提供対価を受け取るようにしますというグループ内役務提供の範囲の明確化という形で議論されているため、これについての検討を行っているということになっています。

めくっていただいて、それぞれ個々の制度を簡単に紹介させていただきたいと思えます。まず4ページ目から、外国子会社合算税制ですが、この合算税制、そもそもなぜ合算税制という言い方をしているのかということをご説明していますが、通常取引というところを御覧いただくと、日本企業が第三国にある外国企業と取引をして、この場合は無形資産の利用許諾とその使用料の受け取りですが、利用許諾をして使用料を100受け取ったと仮定しまして、日本の税率を単純化のために30%と仮定しますと、100の所得を受け取って30%で納税額30、これが通常のパターンですが、これを実態のないペーパーカンパニーを軽課税国に置くことで節税をするといったものが下の図ですが、一旦、外国子会社に無形資産の移転をしまして、その外国子会社、ペーパーカンパニーですが、そこから利用許諾を出して使用料を受け取る。その使用料をここでとどめておくということをしてしますと、日本企業はこの使用料が戻ってきませんから所得がゼロ。ペーパーカンパニー、外国子会社のところは戻ってきた使用料100が所得になりますが、ここで税率がゼロであれば納税額もゼロということでグローバルに納税額がゼロになる。

外国子会社合算税制を適用しますと、この中央に挟まっている会社はペーパーカンパニーで実体がないということで、ここに発生している所得100につきましては、活動実体がないためここに発生するはずの所得ではないということで、親会社の所得に合算をして、親会社の所得として課税をするという制度です。そうするとペーパーカンパニーが挟まっても、それがなかったかのように親会社の方に所得が認識されて納税額30が納められるという制度になっています。

めくっていただいて、もう少し詳しく御覧いただきますと、現在の外国子会社合算税制の仕組みが書いてあります。細かいところは割愛させていただきますが、一つ目のところでまずポンチ絵の左のところに特定外国子会社等というものがありますが、どのような外国子会社を制度の対象とするかというところを、まずスクリーニングをかけています。

ここでよく話題に上っていますトリガー税率というものが登場するわけですが、まず税負担が20%未満である。これはその国の表面税率の話ではなくて、当該会社の実際の負担している税負担から計算される実効税率が20%未満かどうかということをごまぜメルクマールとして見えています。これはトリガー税率と呼ばれていますが、これは

経緯がありまして、従来この制度はタックスヘイブン対策税制と呼ばれていまして、平成4年より前につきましては、この制度自体がタックスヘイブンというものをリスト化しまして、このリスト化されたタックスヘイブンに子会社を置いていると、そこに実態の活動があるとはとても思えないため、そのような子会社の所得は親会社に合算しますという非常に単純な制度でした。

そのタックスヘイブンであるかどうかというものを見きわめるためのメルクマールとして、著しく税率が低いということを数字化しようとしたものがトリガー税率の発祥です。したがって、当初はトリガー税率と言うものは、どのようなところをタックスヘイブンであるかというメルクマールになっていたのですが、現行制度は相当様変わりをしていまして、下の絵を御覧いただくと適用対象になった後、適用除外判定というものが中央にあります。これは要するに様々な角度から見まして、その外国子会社が所在している当該外国で実際に活動が行われているかどうかを見ることになっています。実際にそこで活動が行われていれば、それはペーパーではないため合算はしません。実際に活動を行っているとならざるものであれば、それはペーパーとして合算をします。そのような発想になっています。

したがって、実はトリガー税率というものは、タックスヘイブンを見分けるものという性質は今では既に失われていまして、逆に一番上に矢印がありますが、20%以上、実効税率を負担していれば制度の外に出してあげる。ややセーフハーバー的にこれ以上負担しているところについては、簡素化のためにそれ以上は見ませんという基準になっている。ここが非常に重要な留意点であろうと思っています。今の制度はその20%未満であって、かつ、実体がないということになりますと、原則合算になっていくわけですが、現在はその次の段階にあります。実体があると言われた会社につきましても、会社自体は実体がある場合であっても、一定の資産性所得、当該活動とは関係がない、どこで誰が行っても得られるような所得を得ていた場合については、その部分は当該実体と結びついているわけではないため、適用除外になったとしてもまた合算をしますという形の重層的な流れの仕組みになっています。

めくっていただいて6ページのところで、BEPSプロジェクトでどのような議論がされて、日本の制度に引き直すとどのような論点があるかということを中心にまとめた図です。簡単と言いながら少し複雑になり恐縮ですが、BEPSプロジェクトの根幹としましては、活動が行われた場所、価値が創造された場所で税金を払うべきという大原則で議論をしていますから、下の絵についても活動が行われた場所から得られる所得、これを能動的所得と呼んでいます。アクティブビジネスを行って実際の活動が行われて所得が得られている部分。そうではない部分をパッシブ所得と呼んでいます。実際の事業活動とは離れて所得が生まれているもの、受動的所得。これに分けて、この受動的所得の部分について、発生している場所で事業活動が行われていないわけですから、価値が創造されたところで税金を払うべきという意味においては、そこで税金を

払うのではなくて究極的にその所得が帰属しているところ、この場合であれば親会社、株主が所在しているところで課税すべきということで整理をされています。

これと日本の制度と引き比べて色をつけて見たものですが、日本の制度は能動的所得、受動的所得、先ほど資産性所得は受動的所得ですから一部取り込んでいますが、基本はトリガー税率未満であるものについて、実体がない部分について合算するという下の部分の世界の話を行って行っている。現行制度でそうすると何が起きてくるかということ、一つ目は赤い丸で囲った部分、トリガー税率を超えている部分で受動的所得を得ていた場合。これは現行制度で合算されない部分になっています。アンダーインクルージョンと呼んでいます、ややトリガー税率がセーフハーバー的に働くことによって、現行制度では捕捉されない部分が出ています。

もう一方で、現行制度が会社ごとに合算するしないというものを見ている関係上、合算対象になっている部分のうち能動的所得が発生している可能性があります。それが黄色の部分です。ここにつきましては能動的所得ですから、本来BEPSの精神を貫徹すれば合算はない方が良いでしょうという部分ですが、現行制度、一定の割り切りをしていることによって合算をされる、黄色の部分が生じる。この赤い部分と黄色い部分、アンダーインクルージョンとオーバーインクルージョン、このバランスをどのように設計していくのか。それから、現行制度は会社単位でと今、申し上げましたが、青い部分で囲っています会社ごとに合算するしないを見るアプローチ、現行制度に近いアプローチにするか、取引単位で合算対象にするか。一番きれいに取引単位をすれば、受動的所得だけ切り出して緑の部分だけを取り出して合算をするという制度にする。そんなことが今後の制度設計の論点になっていくということがBEPSプロジェクトの中で明らかになったというものです。

7ページ目からは、過大利子支払いの話ですが、7ページ目は、現行、日本が持っている過大支払利子税制です。非常に大まかに申し上げると、中央辺りに書いていますが、調整所得金額の50%を超える部分を過大支払利子と認定をしまして、この部分については損金算入をしない。損金算入を否認するという形になっています。これが現行の日本の制度です。

BEPSで何が議論されたかということですが、8ページ目のところですが、価値が創造されたところで税金を払うべきということに照らしてみると、一定の所得を得るためにある程度利払いをする費用として損金算入をして、資金を受け入れるということはある程度あり得る。当然の行動なわけですが、ある程度を超えるとそんなに事業活動にとって必要でないはずの資金なのに、あえて受け入れて、あえて利子を払っていると言える。それはBEPSリスクが高いということであると整理をされ、そのメルクマールをどこに置くかということ延々議論がされたわけですが、これはさすがに各国の経済状況や金融規制状況、事業セクターの状況などによって様々あるということで、一つの線に引くというよりは10%から30%の範囲で各国がその置かれた状況に従って水準

を決めてください。ただ、このレンジの中でみんな設定することにしましょうということが決まっています。これは日本と比べますと、日本は今、過大支払利子税制の閾値が50%でございますので、これをこのBEPSプロジェクトに沿って厳格化していくことが必要という形になっております。

9ページ目からが移転価格税制ですが、移転価格税制はごく簡単に9ページ目で制度の概要を書いています。国外の関連者との取引の価格を操作することで所得移転をするということを防止しようという制度です。

これにつきまして、BEPSプロジェクトでは非常に多岐にわたる検討がされています。主なものだけ御紹介させていただきます。10ページ目ですが、行動8～10の三つの行動にまたがってまして、非常に多くの議論がされていますが、行動8の中で重要なものは、価値評価の困難な無形資産取引が行われた場合に、当事者間だけが知り得た情報によって取引価格を操作をして、税務当局はそれが見えないことによって結局、移転価格が生じてしまうという状況に対応するために、実際に生じた所得を見て、事後的にその取引価格を調整するという所得相応性基準を入れたらどうかということが勧告されています。これが一つ大きな点です。

もう一つ、行動10のところに書いていますが、グループ内の取引について独立企業原則に従って適切に費用を配分していく。先ほど申し上げた親会社が海外関連者に役員提供をしているにも関わらず、その費用だけを親会社につけて対応する収益を子会社からもらっていないということについては、しっかりとその費用との見合いをもらうような制度にしなければいけないということで、この二点が制度論的には日本としては今後検討が必要であろうということで、一番下に所得相応性基準や費用・収益対応というものが今後の検討ということで挙げさせていただいています。

最後ですが、11ページ目、行動12でも一つ制度検討が必要な勧告がなされています。これはタックスプランニングの義務的開示制度、MDR (Mandatory Disclosure Rules) という形で勧告されていますが、精神としましては、BEPSプロジェクトではアグレッシブタックスプランニングを何とか防止、対策をしたいということですが、根本的にはそれではアグレッシブタックスプランニングに当たりそうなものについて、もっとよく当局が把握すべきではないかということから来ているものです。したがって、租税回避スキームと呼んでいます。租税回避リスクが高いものを含んでいると思われるものについて一旦報告をしてもらって、それによって牽制効果を狙ったり、本当にアグレッシブタックスプランニングが含まれていたら制度的対応をしていったりということをしてはどうかというものです。これが出ることによって当局もリスク評価がより適切にできることになり、将来の制度設計についても、より有益な情報が得られるというものです。

制度の詳細は触れませんが、一定のそのようなリスクが含まれていると思われるスキームについて、基本はプロモーターと言われているスキームを開発した人に、そのス

キームを税務当局に対して開示、提出をしてもらうという制度になっています。ただし、一定の場合においてプロモーターが開発している人が国外にいたりする場合等々、なかなかそこから報告が得られない可能性がある場合については利用者、実際にそのスキームを使う企業からも報告を得るという設計もあり得るだろうという形でレポートされています。

私からは以上です。ありがとうございます。

#### ○田近座長

ありがとうございました。

BEPSプロジェクトをこれから国内法として実現していくというところで、その焦点となる行動計画の内容と、検討課題を説明していただいたわけですが、どこからでも。では、土居委員。

#### ○土居委員

前半の部分ともかぶってしまう話になるのですが、質問をさせていただきたいと思います。二点あります。

まず、御説明どうもありがとうございました。大変分かりやすく、私も勉強になりました。

一つはBEPSプロジェクト自体の展開ということにもなるのですが、確かにBEPSプロジェクトの直接的なメンバーとして入っている各国政府当局は良いですが、特に前回の総会で私も質問させていただきましたが、アメリカの州政府です。しばしば州政府の課税権との関係でいわゆるタックスプランニングが行われているのではないかという話があったりしますが、アメリカも当然入ってはいるが、州政府の置かれている立場など、それはこのBEPSプロジェクトでどのような対応になるということなのか教えていただきたいということが一点目。

二点目は、今度6月に京都で包摂的枠組みの第1回会合があるということとの関連ですが、BEPSのBEですね。PSの話は確かに先ほどの説明にかなり含み込まれていて、どのようにするのかということに対応してきちんと国内法でも対応していく必要が残されているということは分かったのですが、課税ベースが必ずしも各国で共通化されていない。もっと露骨に言えば国際会計基準はコンバージェンスする方向だが、課税ベースがそこまではコンバージしていないということによって、まさにタックスプランニングが起こっているということもあると思います。したがって、そのところで課税ベースの共通化のような話に、何か今後の取り組みとして論点などこのようなところに力を入れていくというような力点のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

#### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。

一点目は非常に重要な御質問をいただきました。アメリカを中心に州政府、地方公共団体、どのようなことになるかということですが、単純な回答は残念ながら州政府のことまではBEPSの対象になっていない。それは連邦政府が出てきて連邦政府はコミットしますが、州政府の制度については直接は対象になっていないということになっていますが、一方でさすがにこれだけ世界の注目も集めていますし、アメリカも重い腰を上げたか上げかかったか、パナマ文書を受けましてアメリカの財務省と司法省と両方ステートメントを出していますが、彼らのプランとしましては当然議会を通らなければいけないというもう一つの大きな制約がありますが、州政府の州法でやや簡単に会社が設立できて、実質的所有者が分からないということが税の問題も含めて様々な問題を惹起しているということで、それを本当は各州の州法を変えて、会社法を変えていかないと根本解決ができないわけですが、一方で連邦としてできる対策として何があるかということで、州法では実質的所有者を見ないで会社が設立できるようになっていたとしても、トレジャリーファンクションというものがありますが、連邦政府には情報を出してくださいという立法化をしようではないかということをご提案しています。州法、州政府の行為については縛れないですが、そのような形で連邦、国のレベルでできることについては、今まで以上に積極的に行おうという動きが出てきているということであろうと思っています。

ベース・エロージョンの方がなかなか進んでいないのではないかとすることは、実は御指摘のとおりでして、BEPSプロジェクトが始まったときにもPS、プロフィット・シフティングについてグローバルな共通対話をしようということで一丸となったわけですが、その裏で暗黙の了解として各国の課税権の主権の根幹であるところの法人税制そのもの、課税ベースの共通化や税率のハーモナイゼーションといったものについては、直接は触れない。触れずに各国それぞれの税制がある中で、そこから抜かれてしまっている部分については共通の問題ですから、そこについて一緒になって行いましょうということプロジェクトを行っていますから、まさに課税ベースの共通化や、税率のコンバージェンスといったものについては、この2年間のBEPSプロジェクトでは直接は議論がなかった。

ただし、一方で将来的にそのままでいくかということ、なかなか予断ができないところですが、議論の萌芽としましては、行動1で電子経済を議論していた中で、実は行動1だけが若干レポートの中でも電子経済を使ったBEPS問題についてはこうしますという議論に加えて、電子経済が惹起する課税問題一般についても議論するという部分がありまして、そこで様々な議論がなされていますが、その部分につきましてはベース・エロージョン対策的な議論が少しずつなされています。これが今後どのようになっていくかということは今、予断はできないところですが、問題意識としては、底流としてはBEPSプロジェクトはそこは触らないということで来ましたが、問題が認識されていないというよりは、何とかしなければいけないという気持ちは共有されている

ということであると思います。

○田近座長

ほかにどうぞ。

○増井委員

6 ページについてコメントします。事業体アプローチには簡素であるという利点はあったように思います。新しいルールを考えるときにコンプライアンスコストと執行コストに配慮することをお願いしたい。

ここからは少し広げた話になります。BEPS対応として外国子会社の課税のあり方を考えるということは、特にCFC税制について重要な課題であると思います。

しかし、ここでプラスアルファと申しますか、国外所得に対してそもそも最適な課税のルールのあり方はどういうものであるかという、一步深い経済理論を踏まえた基礎付けが大事である。全世界課税で外国子会社の稼いだ所得を日本で課税するべきであるという考え方は、日本の法人税率でもって外国で稼いだ所得に対して同じ税率を適用することを含意しています。国外所得免除は、外に出したらすなわちもうゼロ税率ということを含意します。どちらも段違いであって、本当はもう少し中庸のところに最適点があるかもしれない。様々な議論がある。そのようなところを踏まえた上でポリシーを語るべきであると思います。

○田近座長

答えられますか。

○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。まさにそのようなところも、むしろ先生方の御知見等々をいただきながら、ぜひしっかりとまとめた上で制度設計の御相談させていただければと思っています。ありがとうございます。

○田近座長

ありがとうございます。

ほかに幾つかあれば。では、林特別委員。

○林特別委員

初めの資料に戻ってしまって申し訳ないですが、考え方を整理したいので御教示いただければと思います。

導管投資のところですか。一番初めの資料の9 ページですが、御説明では導管投資のメリットの理由としての御説明から私が理解しているところでは、一つはB国とC国の間にプリファレンシャルな特典があって、それを利用している。それが一つです。

二つ目は、CからAに戻すときにAのところ配当と使用料の間に差がある。

もう一つは、宮永特別委員から御示唆いただいたように、C国がほかの国への再投資のための安全かつ有利な金庫の場所であるという御理解でよろしいですか。

大体今までの話から言うと、この三つと思うのですが、ほかに私が理解していない

ところで導管投資でC国が使われている典型的な理由があるならば御教示いただきたいと思います。

#### ○緒方主税局国際租税総合調整官

ありがとうございます。

これはまさに本当に典型的なイメージとしてお示しさせていただいたもので、導管自体には様々な使われ方があると思っています。

一つは例えば地域統括会社みたいな活動をしますと、統計的には導管的に見えることもありますし、税や経済と関係のないところで例えば金融規制について対応するために、どこか一カ所にハブを置かなければいけない場合があったり、グローバル企業の中でトレジャリーファンクションと呼んでいます、企業グループ内のそのような財務ファンクションを一カ所に集める、集約することで効率を高めるということをすると、統計的には導管のように見えたりすることもあると思いますから、様々な形の導管的な取引が出てくると思いますが、その中で税制に対するインプリケーションが一番強そうな部分の中で典型的なものをお示しさせていただくと、このような形になるのではないかということです。

#### ○中里会長

日本企業が使う導管で一番典型的なものは、ある国に投資すると、その国から投資を引き上げることが、よく御存知であると思いますが、が難しい国があつて、その場合にはしかるべき国の子会社から投資をして、その子会社の株を売るということで、これは別に悪いことでも何でもない。むしろそうしないと事業ができないというような、そのようなことは多くの企業で行っています。

#### ○林特別委員

量的な比率はどうなのでしょうね。経済活動的に裏付けられているものと。

#### ○宮永特別委員

基本的には今の私どもの会社の場合は、9割方そのような東ヨーロッパの場合は非常に回収できない、その権利だけを最後ギブアップしたり売ること以外ができれば、オランダなどそのようなところに回収をできるだけしておきたい。ただし、そこにないと、実際にそこにSPCを作って幾つかの投資をしますと、そこを解消できないです。解消するときには全部課税されるということは置いておかざるを得ない。そのプロジェクトの安全性確保のために行っていることがほとんどです。

ただし、そのときに当然のことながらそれがうまくいったときには余剰が出て、それが例えばオランダからフィンランドの会社を買収するときの資金として、全額するのではなくて、ある部分から向こうから回すか、もしくはそのオペレーションとか運転資金を貸し付けるなど、そのような形に使っていることが多いです。買収した後の運転資金が足りない場合に、その余剰資金をそこからキャッシュマネジメント上ずっと使っているということが結構多いことは事実です。

○林特別委員

ありがとうございました。

○田近座長

もし御質問、御意見があれば。

○中里会長

多分これは最後の国際課税ディスカッショングループですから申し上げておいた方が良く思うのですが、今の税制調査会が組織されたときに、総理から国際課税についてかなりインテンシブに議論するよという御指示がありまして、この3年間この税制調査会、非常に国際課税について、BEPS中心ですが、一生懸命議論を行ってきました。その背後には総理のお考えと、何と云っても麻生財務大臣の非常に強いお気持ちがあったと思います。浅川議長もそれを受けてOECDで御活躍なさいましたし、参事官も頑張ってきたということで、そのような意味ではこのBEPS対応について日本はフロントランナーであると考えています。

最初の資料7-1ですが、さらっと実態が書いてあるように見えるかもしれませんが、これは作ることが本当に大変であったのではないかと。今まで国際課税の分野で実態把握というものはほとんどなされていなくて、このようなものが今日出せた。これは事務局のおかげですが、田近座長が一生懸命指示してくださって、このようなものができたということの中に、このようなプロジェクトを委員の皆様と一緒にやってきて本当に良かった。今後どうなるかは全て先の話ですが、そのような感じがします。

○田近座長

今日は朝からお集まりいただきまして、ありがとうございました。BEPS行動計画をいよいよ国内法に移していく。そのための良い議論ができたと思います。

本日はありがとうございました。